

発 案 書

県議第六号

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例
について

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように発案する。

令和六年七月四日

提出者 岐阜県議会議員

平 岩 正 光
松 岡 正 人
猫 田 孝
岩 井 豊 太郎
玉 田 和 浩
尾 藤 義 昭
伊 藤 正 博
村 下 貴 夫
森 正 弘
佐 藤 武 彦
野 島 征 夫
水 野 吉 近
布 俣 正 也
中 川 裕 子
判 治 康 信

岐阜県議会議長 水野正敏 様

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第

四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ヲ中「少子化対策」を「こども施策の推進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

提 案 説 明

こども施策の推進に関する基本的な計画の策定について、議会の議決事件とするため、この条例を定めようとする。